

平成 3 1 年 1 月 9 日

各総合振興局（振興局）
保健環境部社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局施設運営指導課長
障がい者保健福祉課長

指定就労継続支援A型事業所における適正な運営に向けた取扱いについて

このことについて、経営改善計画書についての道としての取扱いを平成30年3月20日付け施運第951号で通知したところですが、平成30年度においても、基準違反となる事業所が多く、各総合振興局（振興局）において、改善の見込みを検討した結果、直ちに基準を遵守することは困難であるが、改善が見込まれるとして更に1年間の経営改善計画の作成を認めている事業所が多くなっております。

これらの経営改善計画書の提出が必要な事業所に対し、今後とも、実地指導等により、経営改善に取り組むよう指導し、改善がされない場合は、監査を行い経営状況や改善の見通しなどにより行政処分を検討することとなります。

そのため、事業所の経営動向をよりの確に把握し、指導につなげるため、別添の経営状況確認票を記載していただくこととしました。

つきましては、期日までに記載の上、提出いただくとともに、提出後は、この確認票を適宜更新し、各事業者が適切に事業運営できるようご指導いただきますようお願いいたします。

記

1 送付資料

- (1) 指定就労継続支援A型事業所 経営状況確認票
- (2) 経営改善計画書提出状況等調べ

2 提出期限

1 (1)の「指定就労継続支援A型事業所 経営状況確認票」について、平成31年2月1日（金）までに提出いただくようお願いいたします。

3 留意事項

- (1) 1 (1)の「指定就労継続支援A型事業所 経営状況確認票」については、今回提出していただいた後は、適宜、修正の上、今後の指導の際に活用願います。
- (2) 2 (2)の「経営改善計画書提出状況等調べ」については、今回、直近のものを添付しておりますが、引き続き、実態把握中の事業所について、実態を把握した場合、随時、情報提供いただくようお願いいたします。

〔 事業指導グループ 〕
〔 社会参加グループ 〕